

7月1日から 稲美町プレミアム付商品券を発売します！

町内の商業活性化のため、8%のプレミアムをつけた「稲美町プレミアム付商品券」を発売します。

商品券は、町内200以上のお店で使えます。詳しくは商工会が発行するちらしをご覧ください。

8パーセント
お得！



- 販売価格 1セット (500円券 20枚+800円券 1枚) 10,800円分を10,000円で販売
- 販売数量 10,000セット
- 販売場所 いきがい創造センター 1階 ワーキングスペース
- 販売日時 7月1日(火)～5日(土)の5日間 9:00～17:00 (ただし各日2,000セット販売時点で終了とします) ※残りがあがる場合は、7日(月)9:00から商工会館で販売します。
- 購入制限 1家族1日1回限り 5セット(5万円)まで
- 有効期限 平成26年12月31日(水)
- 問合せ先 産業課商工労働係 ☎492-9141

商品券取扱店を募集します

稲美町商品券の取り扱いを希望する店舗・事業所は、登録の申し込みをしてください。

- 対象 町内の店舗及び事業所
- 申込・問合せ先 稲美町商工会 ☎492-0200

古谷町長が再選

任期満了に伴う5月18日執行の稲美町長選挙については、無投票で古谷博現町長が再選されました。

5月14日、再選後初めて登壇した古谷町長は、町職員など約100人の出迎えを受けた後、「初心を忘れず、町民の幸せとまちの発展を目指して引き続き取り組んでいく」と決意を述べました。

なお、3期目の任期は6月1日から平成30年5月31日までとなっています。



「本人通知制度」に登録しましょう！

本人通知制度とは

住民の皆さんのプライバシー侵害を防ぐことを目的として、戸籍謄抄本や住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に申し込み登録した人に対し、証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。 ※この制度は平成25年10月1日から実施しています。

事前登録について

- 登録できる人 稲美町の住民基本台帳・戸籍に記載されている人
- 登録の受付 本人確認書類 (運転免許証、パスポート、写真付住基カードなど) をお持ちのうえ役場住民課住民係で手続きしてください。 ※なお、代理人が申請する場合は本人からの委任状が必要です。

【月曜日から金曜日 (平日のみ) 8:30～17:15】

■登録期間 登録日から3年間

※この制度の利用は希望者に限るため、利用にあたり事前に登録する必要があります (登録料無料)。

通知について

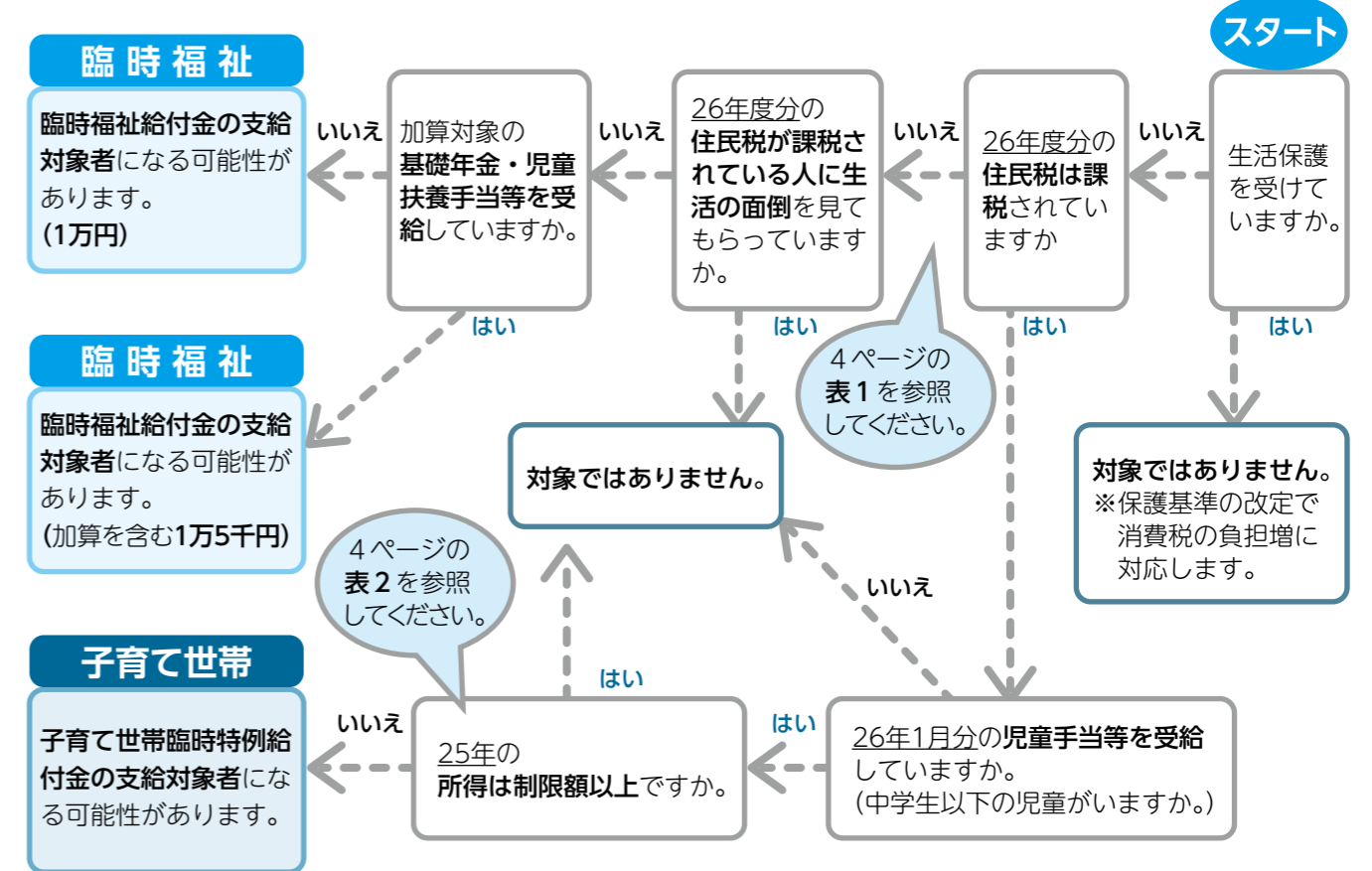
- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| ◆通知対象となる証明書 | ◆通知記載事項 |
| ①住民票の写し (除票を含む) | ①交付年月日 |
| ②住民票記載事項証明書 | ②交付証明書の種別 |
| ③戸籍謄抄本 (除かれた戸籍を含む) | ③交付通数 |
| ④戸籍の附票の写し (除かれた戸籍を含む) | ④交付請求者の種別 (「代理人」または「第三者」) |
| ⑤戸籍記載事項証明書 (除かれた戸籍を含む) | ※個人情報保護のため、交付請求者の氏名や住所等を通知することはできません。 |

【問合せ先】 住民課住民係 ☎492-9134



対象者判定チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



Q 基準日 (平成26年1月1日) の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A 今回の2つの給付金は基準日 (平成26年1月1日) 時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続については、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日 (平成26年1月1日) 以降に生まれた人や亡くなられた人は給付金の対象になりますか？

A 【臨時福祉給付金】 基準日 (平成26年1月1日) に生まれた人は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた人は対象になりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた人も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。
【子育て世帯臨時特例給付金】 基準日に生まれた児童は対象児童になりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童になりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。